**児童福祉施設等における**

**非常災害対策の計画作成の手引き**

**（改訂版）**

平成２７年３月

鹿児島市健康福祉局子育て支援部

保育課　こども福祉課

**はじめに**

　近年、我が国では、毎年のように、集中豪雨、地震、津波、台風、火山噴火など、様々な自然災害が発生しています。

　特に、平成２３年３月に発生しました東日本大震災では、想定を大きく上回る地震・津波により、多くの人命・財産が失われ、あらためて自然災害の猛威を見せつけられました。

　本市では、平成５年８月の豪雨災害以降、大災害は発生しておりませんが、台風の接近も多く、またシラス土壌であるため、風水害の被害を受けやすい地形にあり、さらに、近年、活発な活動を続ける桜島の火山災害の恐れもあります。

そのようなことから、本市においては、鹿児島市地域防災計画に基づき、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図っておりますが、ひとたび、災害が発生すると、多くの子どもを預かる児童福祉施設等においては、災害弱者である子どもの生命に危険が及ぶ恐れがあると同時に、施設も甚大な被害を受ける恐れがあります。

被害を最小限に抑えるには、まずは、それぞれの施設において、施設の立地環境や利用者の特性、発生時間などに応じた対策を講じることが極めて重要になります。

このようなことを踏まえ、本市では、児童福祉施設に関する「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」をはじめ、認定こども園に関する「幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」を策定し、各条例において、非常災害対策として、「施設は、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てなければならない。」という市独自の規定を盛り込んでおります。

そのため、施設の皆様が非常災害に対する計画の策定に当たっての一助となるようこの手引きを作成しておりますので、万が一災害が発生した場合でも、被害を最小限に食い止められるよう、各施設に適した計画を作り、万全の備えをしていただくようお願いいたします。

●　非常災害に対する個別の計画と対象施設は、以下のとおりとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 災害種別 | 対 　象 　施 　設 |
| 地震 | すべての施設 |
| 火災 |
| 風水害 |
| 火山災害 | 桜島内にある施設 |
| 津波 | ハザードマップで示されている浸水想定区域内の施設 |

**目　　　次**

非常災害対策計画の行動手順　例（ひな形） ・・・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅰ　非常災害対策の計画作成に当たっての留意点

　１　非常災害対策の計画で作成していただくもの・・・・・・・・・・・・・　２

　２　非常災害対策の計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　３　非常災害対策の計画作成のプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

　４　児童福祉施設の入所者の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

　５　施設の立地環境の確認方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

　６　防災訓練後の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

Ⅱ　非常災害時の対応（行動手順）

　１　風 水 害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

　　○風水害時のチェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　２　地　　震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

　　○地震時のチェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

　３　火　　災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

　　○火災時のチェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

　４　火山災害 （桜島内にある施設）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

　５　津　　波 （ハザードマップで示されている浸水想定区域内の施設）・・・　18

Ⅲ　非常災害対策の計画に関する参考資料

　「役割分担表」の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

　「職員連絡網（緊急連絡網）」の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

　「緊急連絡先一覧表」の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23

　「招集・参集基準」の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

　「入所者一覧表」の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

　「臨時休業の判断基準」の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

　「避難経路図」・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

　「入所者引き継ぎカード」の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26

Ⅳ　平常時における災害対策

　１　施設の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

　（１）立地環境の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

　（２）施設の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

　（３）屋内・屋外の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

　（４）災害時の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28

　（５）情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28

　（６）基準等の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28

　（７）事前準備・安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28

　（８）教育・訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

Ⅴ　平常時における非常災害対策に関する参考資料

　「備蓄品リスト」の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30

　「非常用グッズ（非常用持ち出し袋）」の例 ・・・・・・・・・・・・・・・　31

　「施設の安全対策チェックリスト」の例・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

　「施設周辺点検リスト」の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

　　○平常時のチェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33

非常災害対策計画の行動手順　例（ひな形）

災害の予測又は災害発生

情 報 収 集　　　　　　　　　　　入所者・職員への周知

・テレビ、ラジオ、　　　　　　　　　・入所者等の不安などの軽減

インターネット等により収集

　　　　　　　　　・気象台、県、市、消防、警察などの

防災関係機関等より収集

　　　　　　　　　[緊急連絡先一覧の作成]

体 制 の 整 備

　　　　　　　　　・招集・参集基準に基づく職員への連絡

[招集・参集基準の作成]

　　　　　　　　　・役割分担に基づく初動活動

　　　　　　　　　[役割分担表の作成]

入所者等への避難指示等の伝達

　　　　　　　　　・館内放送や入所者等の特性に配慮した伝達

　　　　　　　　　[伝達方法等の検討、確認]

施設外へ避難　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設内での避難

（施設の立地環境や災害の種類により異なる）

　　　　　　　　　・防災関係機関の情報や周辺の状況、

　　　　　　　　　　災害の規模なども含め総合的に判断

　　　　　　　　　[判断基準の作成]

避 　難 　経 　路　　・　　移　 動　 手　 段

（施設の立地環境や災害の種類により異なる）

　　　　　　　　　・災害に応じた避難経路と避難場所の選択

　　　　　　　　　[避難経路図の作成]

　　　　　　　　　・入所者等の特性に配慮した移動手段

　　　　　　　　　（車いす、ベビーカー等の利用）

　　　　　　　　　・近隣施設や地域住民の協力を得た移動

　　　　　　　　　・消防や警察への応援要請による移動

　　　　　　　　　（自施設や協力者の車、救急車等による搬送）

　　　　　　　　　[移動方法・手段の検討、協力関係の構築]

避　　難　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設内の避難場所

入所者等（利用者、職員）への周知 ・ 家族等への報告

・現状等を伝え、入所者等や家族等の不安の軽減を図る。

**※　災害対策計画を作成する際は、次ページ以降の非常災害対策の計画作成に当たっての留意点を参考にしてください。**

**Ⅰ　非常災害対策の計画作成に当たっての留意点**

１　非常災害対策の計画で作成していただくもの

　①　非常災害の予測又は非常災害発生時からの行動手順　**(P4～P20)**

　②　行動するに当たって必要となる**「役割分担表」(P21)**や**「緊急連絡網」(P22)**など

　　（Ⅲ　非常災害対策の計画に関する参考資料）

２　非常災害対策の計画の内容

非常災害対策の計画は、緊急時に用いることから、図表や箇条書きなどの手法を用い、シンプルかつ具体的なものにしましょう。

　①　非常災害対策の計画作成のポイント

　　ア　災害ごとに対応した計画を作成する。

　　　・災害はその種類により施設での対応が異なります。そのため災害ごと（地震、風水害など）に計画を作成し、施設での対応を定めておかなければなりません。

　　イ　災害時、自発的に職員が参集、初期対応を行う計画を作成する。

　　　・災害時は、職員と連絡がとれないことがあるため、職員が自発的に参集し、初期対応を行うための参集基準を定め、計画を定めておく必要があります。

　　ウ　「災害直後」「当日」「２日目以降」と、段階的な計画を検討、作成する。

　　エ　特別な介護を必要とする利用者への対応計画を検討作成する。

　　オ　作成した計画は、施設内の職員や利用者の見やすい場所に掲示しましょう。

②　非常災害時の体制整備も行い、関連する資料も作成する。

　　ア　非常災害対応を適切に行うための災害時の役割分担を決めるとともに、**「役割分担表」(P21)**を作成しておきましょう。

　　　ａ　役割分担の班別で行うべき業務をできるだけ具体的に定め、職員に周知しておきましょう。

　　　ｂ　総括責任者が不在の際に対応を迫られる場合もあるので、代行者や両者不在の際の第２の代行者など、複数の責任者を定めておきましょう。

　　　ｃ　役割分担の班ごとにリーダー、リーダー代理を定めておきましょう。

　　　ｄ　夜間など職員の少ない場合の対応策も検討しておきましょう。

　　イ　職員の防災連絡体制を整備し、緊急連絡先を確保のうえ、**「緊急連絡網」(P22)**を作成しておきましょう。また、非常災害時には、電話が使用できなかったり、つながりにくくなることもあります。代替手段を検討しておきましょう。

　　　ａ　職員の招集が速やかに行えるよう、携帯電話のメール一斉配信のなどを利用する方法もあります。

ウ　緊急事態発生時に、市、消防、警察その他の防災関係機関等への通報、連絡のための**「緊急連絡先一覧表」（P23）**を作成しておきましょう。

エ　早朝・夜間・休日の職員の**「招集基準」（P24）**や職員が自主的に「**参集する基準」（P24）**を決めておきましょう。

　　ａ　災害情報の内容に応じて、招集や参集する職員を指定しておきましょう。指定に当たっては、役職、居住場所、交通手段等を考慮しましょう。

　　ｂ　公共交通機関や車等が使用できない場合の交通手段も検討しましょう。

　③　非常災害時に必要となる情報の整理と非常災害に関する情報収集の方法の確認。

　ア　施設の入所者の家族等の連絡先など、入所者に関する情報を一覧表に整理しておきましょう。**「入所者一覧表」（P24）**

　　イ　気象情報等必要な情報の入手方法を確認しておきましょう。

３　計画の作成プロセス

　　非常災害対策の計画を作成するプロセスも重要ですので、作成の際は、施設内の全職種、全部門の参加を得ることが必要です。

４　児童福祉施設の入所者の特性

　　入所者の特性を把握し、情報伝達や避難時などに、その特性に合わせた配慮を行いましょう。

　　災害時に入所者は様々な心理的負担を受けることから、個々の心身の状態の把握に努めましょう。特に発達障害のある児童は一般の児童よりも強いストレスを受けるため、心のケアが必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 避難行動等の特徴 | 配慮を要する主な事項 |
| 乳幼児 | ○自力で避難ができない・言葉や状況の理解が難しい・身体機能が未発達（発達過程によって差が大きい。） | ・避難誘導等の支援者の確保・歩行ができない乳幼児のため、リヤカーやベビーカー等、移動手段としての用具の確保 |
| 発達障害の児童 | ○災害の怖さ、危険性がわからない○いつもと違う状況で不安になる○困っていることが伝えられない○痛みに平気（ケガに気づかない） | ・適切な指示と誘導をする支援者の確保・スケジュールや予定を示す・一斉に伝えるだけでなく、個別に声をかける・長袖、長ズボン、靴下を着用させ、ケガをしていないかこまめに確認する |

５　保育所等における休業判断

　　保育所及び認定こども園においては、台風接近等であっても、就業等の事情により保育を希望する保護者もありますので、原則、開所をお願いします。

６　施設の立地環境の確認方法

　　河川の氾濫や山崩れ、崖崩れの危険箇所などの危険性については、本市のホームページの「iマップ」、「各種ハザードマップ」や各戸に配布している「安心安全ガイドブック＆防災マップ」にて確認できます。

【防災啓発冊子・防災マップに関する情報（市ホームページ）】

http://www.city.kagoshima.lg.jp/kurashi/bosai/bosai/map/index.html

※ホーム > 暮らし > 防災・消防・安心安全 > 防災・危機管理 > 6.防災啓発冊子・防災マップに関する情報

７　防災訓練後の見直し

　　防災訓練（避難及び消火に関する訓練は月に１回以上実施）を通して、計画の改善点が見つかれば、随時、見直しましょう。

**Ⅱ　非常災害時の対応（行動手順）**

　　入所者の安全を確保するため、あらかじめ定めた災害時の行動手順に基づき、適切な対応や行動をとってください。なお、施設の規模、形態、入所者の状態等により、対応や行動内容が異なるので、当該施設の状況に応じた行動手順を定めておきましょう。

１　風水害

気象情報などで危険の接近を知ることができ、事前の準備ができる災害です。

【災害時の行動手段】

警　報　発　表

○情報の収集　　　　○施設周辺の点検　　　　○職員の招集・参集

○担当業務内容の確認や準備　　　○職員や入所者への周知

立地条件や構造などで対応が分かれる

○施設内の安全な場所へ避難

○施設外へ避難

○家族等への報告　　　○健康ケアとメンタル対策　　　○他の施設への受入要請

【情報の収集】

○　テレビやラジオ、インターネットなどによる大雨や台風に関する気象情報に注意しましょう。

　○　警報は急に発表されることも多いため、常時、気象情報に気をつけましょう。

【施設周辺の点検】

　○　施設周辺を定期的に見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意しましょう。

≪施設が土砂災害警戒区域内又は河川の氾濫等による浸水想定区域内にある場合≫

　（土砂災害の前兆現象）

　　崖崩れ　　・がけからの水が濁る　　　　　　　・崖の斜面に亀裂が入る

・小石がばらばら落ちてくる　　　　・崖から異常な音がする

　　土石流　　・山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる

　　　　　　　・雨が降り続いているのに川の水位が下がる（鉄砲水の前兆）

　　　　　　　・川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる

　　　　　　　・異常な匂いがする（土の腐った匂い、きな臭い匂い等）

　　地すべり　・地面にひび割れができる

　　　　　　　・沢や井戸の水が濁る

　　　　　　　・斜面から水が吹き出す

　　　　　　　・電柱や塀が傾く

　○風雨の激しい段階では、見回りを一時控えるなど、職員の安全にも配慮しましょう。

【職員の招集・参集】

　○　夜間や休日の際は、招集基準に基づき、職員を招集しましょう。あわせて、総括責任者（代行者）が不在の場合は、必要な指示を受けるようにしておきましょう。

　○　連絡がとれなかった職員があった場合には、連絡担当者に報告しましょう。その職員には、連絡担当者が引き続き、連絡をとりましょう。

【担当業務内容の確認や準備】

　○　災害警戒時には、担当別の業務内容を確認し、速やかに避難等の対応ができるよう、点検や準備などをしましょう。

　　・情報収集，連絡担当班（気象情報の継続確認、市や県、防災関係機関からの情報収集など）

　　・救護班（救護運搬用具の点検・配備、医薬品等の点検、準備等）

　　・避難誘導班（鉢植え、物干し等飛ばされそうな物の室内移動、土嚢の準備、火の元の点検、発電機の手配、避難場所、経路・場所の確認等）

　　・物資班（備蓄品の高い場所への移動、非常時用持ち出しセットの確認等）

【職員や入所者への周知】

　○　職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に気象情報などを記入しましょう。

　○　災害についての正確な情報を伝えて入所者等の動揺・不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。

【施設の休業判断】

　○　収集した気象情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をしましょう。

※保育所及び認定こども園においては、台風接近等であっても、就業等の事情により保育を希望する保護者もありますので、原則、開所をお願いします。

　○　施設においては、入所者が家を出る前に休業の連絡をするようにしましょう。

　○　施設においては、開始後に休業決定をした場合の入所者の帰宅方法や家族等に対する引受けの要請については、気象状況等を十分考慮し、判断しましょう。

　○　家族等への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないよう、職員立会いのもとで入所者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。**「入所者引き継ぎカード」（P26）**

【避　難】

　○　市や県の防災担当課、消防その他の防災関係機関から避難に関する情報を得たときや施設周辺で少しでも異常現象を見つけたときには避難を決定し、市の担当課にも速やかに連絡しましょう。

　○　市の防災関係課等から河川の増水状況や近隣の被害状況等を入手し、最も安全と思われる避難場所や避難経路を選びましょう。

　○　浸水や土砂災害のおそれがある場合に施設内で避難するときは、できるだけ高層階に避難しましょう。この場合、食料等の備蓄品も一緒に高層階に搬送します。

　○　市からの避難準備情報が出る前に自主避難するときは、避難所の使用が可能かどうかを市の防災担当課等に確認しましょう。

　○　避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。

　○　避難放送にあたっては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返し行い、パニック防止に努めましょう。

　○　エレベーターによる避難は、原則として行わないようにしましょう。

　○　施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。

　○　負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

　○　ブレーカーの切断など、２次災害発生の防止措置をとりましょう。

【家族等への報告】

　○　災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に入所者と施設の状況を伝えましょう。

【健康ケアとメンタル対策】

　○　入所者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。

　○　心身の変調が著しい入所者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整をしましょう。

【他の施設等への受入れ要請】

　○　施設の被災や避難勧告の継続等により、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市とも協議し、入所者を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。

　○　他の施設等に引き受けてもらう際には、**「入所者一覧表」（P24）**や**「入居者等引き継ぎカード」（P26）**などにより、入所者の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

**○　風水害時のチェックシート**

　災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがある。警報等が発令された時点から、時々刻々と状況が変化していく過程で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにする。

２　地　震

　　風水害と異なり、予測が困難な中で備えが必要となる災害です。

【災害時の行動手段】

地　震　発　生

○消火活動　　　　　○安否確認と救護活動　　　　　○職員の参集

○情報の収集と連絡

立地条件や被災状況などで対応が分かれる

○施設内の安全な場所へ避難

○施設外へ避難

○家族等への報告　　　○健康ケアとメンタル対策　　　○他の施設への受入要請

【消火活動】

　○　火元付近にいる職員は、揺れが収まったらすぐに「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、火災を防止しましょう。

　○　出火を発見したら、揺れが収まり次第、直ちに消火活動を開始しましょう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、利用者の避難が必要かどうか、判断しましょう。

【職員の参集】

　○　職員は自身と家族の安全が確保された後、参集基準により、自発的に参集しましょう。

　○　夜間に発生した場合、職員が参集するまで、数少ない当直職員等での対応となりますが、総括責任者（代行者）の指示の下、落ち着いて的確な初動活動に努めましょう。

【安否確認と救護活動】

　○　直ちに入所者、職員の安否を確認しましょう。

　○　負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

【情報の収集と連絡】

　○　施設の破損状況や施設周辺の危険性について確認しましょう。

　○　テレビ、ラジオ、インターネットなどで地震の震源地や規模、余震、津波情報、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集しましょう。

　○　職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に被害情報などを記入しましょう。

　○　災害の正確な情報を伝えて、入所者の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。

　○　施設が被災した場合には、消防や市の防災担当課等に応援を要請するとともに、必要な指示をうけましょう。また、施設の被災状況は、市の担当課にも速やかに連絡しましょう。

【施設の休業判断】

　○　収集した情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をし、市の担当課に連絡しましょう。

　○　施設においては、入所者が家を出る前に休業の連絡をするようにしましょう。

　○　施設においては、開始後に休業決定をした場合の入所者の帰宅方法や家族等に対する引受けの要請については、状況等を十分考慮し、判断しましょう。

　○　家族等への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないよう、職員立会いのもとで入所者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。**「入所者引き継ぎカード」（P26）**

【避　難】

　○　避難先や避難経路の安全を確認しましょう。

　○　避難は、施設の立地状況や被害状況により異なります。市の防災担当課、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断しましょう。

　○　避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。

　○　避難放送にあたっては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返し行い、パニック防止に努めましょう。

　○　エレベーターによる避難は、原則として行わないようにしましょう。

　○　施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。

　○　負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

　○　ブレーカーの切断など、２次災害発生の防止措置をとりましょう。

　○　余震についても十分注意しましょう。

【家族等への報告】

　○　災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に入所者と施設の状況を伝えましょう。

【健康ケアとメンタル対策】

　○　入所者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。

　○　心身の変調が著しい入所者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整をしましょう。

【他の施設等への受入れ要請】

　○　施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市とも協議し、入所者を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。

　○　他の施設等に引き受けてもらう際には、**「入所者一覧表」（P24）**や**「入所者引き継ぎカード」（P26）**などにより、入所者の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

**○　地震時のチェックシート**

　予期せずして発生した地震により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで二次災害を招くといったことがないよう、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにする。

３　火　災

　　常日頃から注意をはらい、いざという時に備えておく必要がある災害です。

【非常災害時の行動手段】



【通報連絡】

　○　自動火災報知設備のベルが鳴り出した場合は、受信機で出火場所の確認を行い、直ちに１１９番通報をしましょう。

　○　現場確認者等は、消火器、連絡のための携帯電話を携行し、現場状況の確認をしましょう。

　○　自動火災報知設備のベルが鳴り出す前に、火災発見者等から火災の連絡を受けた時も、直ちに１１９番通報しましょう。

　○　自動火災報知設備のベルが鳴り出したり、火災発生の確認をしたら、館内放送等により火災が発生したことを知らせましょう。

　○　総括責任者（代行者）及び関係者への火災発生の連絡をしましょう。

　○　自動火災報知設備の受信盤により、火災発生場所が確認できたら、安全な避難経路の検討、確認をしましょう。

　○　１１９番通報の際、燃えているもの、燃焼範囲、逃げ遅れた者の有無等把握できない場合でも通報し、状況が確認でき次第、随時通報するようにしましょう。

【消火活動】

　○　出火を発見したら、直ちに消火活動を開始しましょう。また、消火班は、館内の消火器を集め、それを持って現場へ向かいましょう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、入所者の避難が必要かどうか、判断しましょう。

　○　消火活動を行うとともに、窓、扉、防火戸や防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止を行いましょう。

【施設の休業判断】

　○　被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をし、市の担当課に連絡しましょう。

　○　施設においては、入所者が家を出る前に休業の連絡をするようにしましょう。

　○　施設においては、開始後に休業決定をした場合の入所者の帰宅方法や家族等に対する引受けの要請については、状況等を十分考慮し、判断しましょう。

　○　家族等への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないよう、職員立会いのもとで入所者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。**「入所者引き継ぎカード」（P26）**

【避難誘導】

　○　火災が発生した場合、直ちに避難誘導を行うかどうかについては、火災の規模や発生場所等により違うため、統括管理者（代行者）は、出火場所や火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ短時間で判断し、責任を持って避難誘導の開始を指示しましょう。

　○　火災が発生したときは、入所者を一時的に安全な場所に移し、火災の状況により避難が必要な場合は、順次、屋外へ避難しましょう。

　○　避難時は、火元に近い者を優先し、次に火元の直上階の者を優先しましょう。

　○　上記の者以外に、避難に介助の必要な方も考慮しましょう。

　○　避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。

　○　避難放送にあたっては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返し行い、パニック防止に努めましょう。

　○　エレベーターによる避難は、原則として行わないようにしましょう。

　○　施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。

　○　負傷者及び逃げ遅れた者についての情報を得たときは、直ちに統括責任者（代行者）に連絡しましょう。

　○　避難終了後、速やかに入所者、職員の人員点呼を行い、逃げ遅れの者の有無を確認し、統括責任者（代行者）に報告しましょう。

　○　負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

【職員の参集】

　○　招集基準に基づき、職員を招集しましょう。あわせて、総括責任者（代行者）が不在の場合は、必要な指示を受けるようにしておきましょう。

　○　夜間に発生した場合、職員が参集するまで、数少ない当直職員等での対応となりますが、総括責任者（代行者）の指示の下、落ち着いて的確な初動活動に努めましょう。

【家族等への報告】

　○　事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に入所者と施設の状況を伝えましょう。

【健康ケアとメンタル対策】

　○　入所者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。

　○　心身の変調が著しい入所者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整をしましょう。

【他の施設等への受入れ要請】

　○　施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市とも協議し、入所者を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。

　○　他の施設等に引き受けてもらう際には、**「入所者一覧表」（P24）**や**「入所者引き継ぎカード」（P26）**などにより、入所者の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

**○　火災時のチェックシート**

　予期せずして発生した火災により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで二次災害を招くといったことがないよう、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにする。



４　火山災害（桜島内にある施設）

　　常日頃から注意をはらい、いざという時に備えておく必要がある災害です。

島外避難準備情報

島外避難勧告・指示

発令

○担当業務内容の確認や準備　　　○情報の収集と連絡①　　　○消火活動

○施設外へ避難　　　　　　　　　　　　　　　　○職員の参集

○入所者等の確認と救護活動　　　　　　　　　○情報の収集と連絡②

○家族等への報告　　　○健康ケアとメンタル対策　　　○他の施設への受入要請

　　火山災害については、鹿児島市地域防災計画も参考に、計画を作成し、行動してください。

【担当業務内容の確認や準備】

　○　災害警戒時には、担当別の業務内容を確認し、速やかに避難等の対応ができるよう、点検や準備などをしましょう。

　　・情報収集，連絡担当班（市や県、防災関係機関からの情報収集など）

　　・救護班（救護運搬用具の点検・配備、医薬品等の点検、準備等）

　　・避難誘導班（火の元の点検、避難場所、経路・場所の確等）

　　・物資班（非常時用持ち出しセットの確認等）

【情報の収集と連絡①】

　○　市の防災関係機関や消防、警察などから現在の状況や交通情報など、必要な情報を収集しましょう。

　○　正確な情報を伝えて、入所者の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動がとれるようにしましょう。

【消火活動】

　○　コンロなど「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、２次災害を防止しましょう。

【職員の参集】

　○　施設近辺に在住の職員は、家族の安全が確保され、避難まで時間的余裕がある場合は、自発的に参集しましょう。

　○　参集場所は、島外の避難所になることもあるので、職員への連絡方法を決めておきましょう。

【避　難】

　○　火山災害については、事前に察知できる場合もあるので、危険を察知したら、市の防災関係機関に連絡するとともに、すぐ避難をする準備をしましょう。

　（大噴火の前兆現象）

　　・新しい噴気、地温の上昇、地割れ

　　・地震が１日に何度も発生する

　　・地鳴りがする

　　・井戸水、温泉の水位や温度がいつもと違う

　　・草木の立ち枯れなど

　○　避難先や避難経路、避難の方法を確認しましょう。

　○　避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。

　○　避難放送にあたっては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返し行い、パニック防止に努めましょう。

　○　施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。

　○　可能であれば、ブレーカーの切断など、２次災害発生の防止措置をとりましょう。

【入所者等の確認と救護活動】

　○　直ちに入所者、職員が避難しているか確認しましょう。

　○　負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

【情報の収集と連絡②】

　○　市の防災関係機関や消防、警察などから現在の状況など必要な情報を収集しましょう。

　○　正確な情報を伝えて、入所者の動揺や不安の解消に努めましょう。

　○　職員にも、正確な情報を伝えて、職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるようにしましょう。

【家族等への報告】

　○　事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に入所者の状況を伝えましょう。

　○　家族等への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないよう、職員立会いのもとで入所者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。**「入所者引き継ぎカード」（P26）**

【健康ケアとメンタル対策】

　○　入所者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。

　○　心身の変調が著しい入所者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整をしましょう。

【他の施設等への受入れ要請】

　○　施設が使用できない場合は、協力施設や市とも協議し、入所者を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。

　○　他の施設等に引き受けてもらう際には、**「入所者一覧表」（P24）**や**「入所者引き継ぎカード」（P26）**などにより、入所者の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

　※　火山災害が発生した場合、長期間にわたり施設の使用ができなくなることもあるので、災害時に他の施設と相互に協力しあう、相互援助協定の締結などの検討も必要です。

５　津　波（ハザードマップで示されている浸水想定区域内の施設）

地震発生に伴い、起こりうる災害です。地震が離れた地域で発生し、本市に地震災害が起こらなくても、津波災害がおこることがあります。

いざという時に備えておく必要がある災害です。

津波につきましては、本市の津波ハザードマップを基に、浸水想定区域内の施設においては、計画を作成してください。

【鹿児島市津波ハザードマップ（市ホームページ）】

http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/kikikanri/kikikanri/kurashi/bosai/bosai/map/tsunami.html

　 ※ホーム > 暮らし > 防災・消防・安心安全 > 防災・危機管理 > 6.防災啓発冊子・防災マップに関する情報 > 鹿児島市津波ハザードマップ（平成26年3月発行）

【非常災害時の行動手段】

津波警報

津波注意報

発令

○情報の収集と連絡①　　　　　　　　　　　　　　○消火活動

○施設外へ避難　　　　　　　　　　　　　　　　○職員の参集

○入所者等の確認と救護活動　　　　　　　　　　○情報の収集と連絡②

○家族等への報告　　　○健康ケアとメンタル対策　　　○他の施設への受入要請

【情報収集と連絡①】

　○　津波警報が発令されたら、到達予想時間まで時間があるとしても、早まることもあります。なるべく早く、避難指示の連絡をしましょう。

　○　正確な情報を伝えて、入所者の動揺や不安を解消するとともに、早めに避難行動をとりましょう。

　○　津波注意報が発令されたら、テレビ、ラジオ、インターネットなどによる津波情報に注意しましょう。

○　津波注意報であっても、満潮時刻と重なると、湾の奥など津波が高くなりやすい場所や低地では、浸水の被害が発生する恐れがあります。気象庁や防災関係機関などからも情報を収集しましょう。

【消火活動】

　○　避難まで時間的余裕があり、可能な場合は、「火の始末」やガスの元栓を閉めるなど２次災害の防止をしましょう。

【避　難】

　○　避難先や避難経路、避難の方法を確認しましょう。

　○　津波警報が発令されてから、津波到達まで時間が短い場合もあります。避難方法や移動手段など検討して決めておきましょう。

　○　避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。

　○　避難放送にあたっては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返し行い、パニック防止に努めましょう。

　○　施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。

　○　可能であれば、ブレーカーの切断など、２次災害発生の防止措置をとりましょう。

　○　津波警報が発令されたら、到達予想時間まで時間があるとしても、早まることもあります。なるべく早く、近くの３階建以上の大きな建物の３階以上部分か、または津波避難ビルに指定されている建物へ避難してください。

【職員の参集】

　○　施設近辺に在住の職員は、家族の安全が確保され、避難まで時間的余裕がある場合は、参集基準により、自発的に参集しましょう。

　○　参集場所は、避難所等になることもあるので、職員への連絡方法を決めておきましょう。

○　夜間の場合、数少ない当直職員等での対応となりますが、総括責任者（代行者）の指示の下、落ち着いて的確な初動活動に努めましょう。

【入所者等の確認と救護活動】

　○　直ちに入所者、職員が避難しているか確認しましょう。

　○　負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

【情報の収集と連絡②】

　○　市の防災関係機関や消防、警察などから現在の状況など必要な情報を収集しましょう。

　○　正確な情報を伝えて、入所者の動揺や不安の解消に努めましょう。

　○　職員にも、正確な情報を伝えて、職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるようにしましょう。

【家族等への報告】

　○　事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に入所者の状況を伝えましょう。

　○　家族等への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないよう、職員立会いのもとで入所者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。**「入所者引き継ぎカード」（P26）**

【健康ケアとメンタル対策】

　○　入所者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。

　○　心身の変調が著しい入所者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整をしましょう。

【他の施設等への受入れ要請】

　○　施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市とも協議し、入所者を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。

　○　他の施設等に引き受けてもらう際には、**「入所者一覧表」（P24）**や**「入所者引き継ぎカード」（P26）**などにより、入所者の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

**Ⅲ　非常災害対策の計画に関する参考資料**

**「役割分担表」の例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 総括責任者 | 担　当＝施設長代行者１＝（事務長）代行者２＝○○　○○代行者３＝○○　○○ | ・総括責任（避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般） |
| 情報連絡班 | リーダー＝（事務長）リーダー代理１＝○○　○○リーダー代理２＝○○　○○班員＝○○　○○ | ・気象や災害の情報収集・職員への連絡・職員、職員家族の安否確認・関係機関との連絡、調整・入所者家族等への連絡・避難状況のとりまとめ・地域住民や近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整・マスコミへの取材対応と情報提供 |
| 消火班 | リーダー＝○○　○○リーダー代理＝○○　○○リーダー代理２＝○○　○○班員＝○○　○○ | ・火元の点検・ガス漏れの有無の確認・発火の防止・発火の際の初期消火 |
| 救護班 | リーダー＝○○　○○リーダー代理＝○○　○○リーダー代理２＝○○　○○班員＝○○　○○ | ・負傷者の救出・負傷者を安全な場所への移動・応急手当・病院などへの移送 |
| 避難誘導班 | リーダー＝○○　○○リーダー代理＝○○　○○リーダー代理２＝○○　○○班員＝○○　○○ | ・入所者の安全確認・入所者への状況説明・施設設備の損壊状況の調査、報告・入所者の避難誘導・入所者の家族等への引き渡し |
| 応急物資班 | リーダー＝○○　○○リーダー代理＝○○　○○リーダー代理２＝○○　○○班員＝○○　○○ | ・食料、飲料水など備蓄品の確保、管理、払出・備蓄品の補給（販売店への発注）・炊き出し、飲料水の供給 |
| 地域班 | リーダー＝○○　○○リーダー代理＝○○　○○リーダー代理２＝○○　○○班員＝○○　○○ | ・地域住民や近隣の社会福祉施設と共同した救援活動・ボランティア受入れ体制の整備と対応 |

　※　災害の種類により、必要のない班は、総括責任者（代行者）に指示を求め、他の班の応援を行う。

**「職員連絡網（緊急連絡網）」の例**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏　名 | 住所 | 自宅電話 | 携帯電話 | 通勤時間 |
| 携帯メール |
| 施設長 | ○○　○○ | ○○市△△町1-2-3 | 111-1111 | 090-111-1111 | 車　10分 |
| ab2@cccc.ne.jp |
| 事務長 | □□　□□ | ○○市▲▲町4-56 | 222-2222 | 090-222-2222 | 徒歩 5分 |
| c23e@aaaa.ne.jp |
| 主任保育士 | ●●　●● | ○○市■■３丁目10-10 | 123-1234 | 090-333-5555 | 車　20分 |
| dba3s@eeee,ne,jp |
| 保育士 | ■■　■■ | ○○市◇◇町789-12 | 567-7890 | 080-345-6789 | 自転車8分 |
| aaa66@cccc.ne.jp |
| ： | ： | ： | ： | ： | ： |
| 保育士 | ☆☆　☆☆ | ◆◆市★★町340-56 | 321-4321 | 090-543-0987 | 車　30分 |
| pp777@aaaa.ne.jp |

災害発見者又は夜勤者等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日曜、休日等の出勤者を含む）

●●　●●

123-1234

090-333-5555

dba3s@eeee,ne,jp

■■　■■

567-7890

080-345-6789

aaa66@cccc.ne.jp

施設長

111-1111

090-111-1111

ab2@cccc.ne.jp

事務長

222-2222

090-222-2222

c23e@aaaa.ne.jp

**「緊急連絡先一覧表」の例**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 連絡先機関名 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 | メールアドレス |
| 救　急　・　防　災 | 消防・救急 | １１９ |  |  |
| 警察 | １１０ |  |  |
| 市（防災担当）課 |  |  |  |
| 市（福祉担当）課 |  |  |  |
| 市消防本部 |  |  |  |
| ○○分遣隊（消防） |  |  |  |
| ○○警察署 |  |  |  |
| ○○派出所（交番） |  |  |  |
| 救 援　・　協 力 施 設 | △△△町内会 | 町内会長○○さん |  |  |  |
| 防災担当□□さん |  |  |  |
| 地域の協力者 | ☆☆さん |  |  |  |
| ◇◇さん |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ○○病院 |  |  |  |
| ○○保育園 |  |  |  |
| △△保育所 |  |  |  |
| ライフライン | 電気 | 九州電力 |  |  |  |
| ガス | ○○ガス株式会社 |  |  |  |
| 水道 | 市水道局 |  |  |  |
| 通信 | ＮＴＴ |  |  |  |
| 取引先 | ○○食品 |  |  |  |
| ○○青果店 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**「招集・参集基準」の例（施設の立地環境、予想される災害に応じて決定しましょう。）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 災害種別 | 災害関連情報 | 対象職員 |
| 風水害 | 大雨・洪水警報が発表されたとき | 指定職員 |
| 暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき |
| 記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき |
| 台風に伴う暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき | 全職員 |
| 地震(津波) | 震度４又は津波警報が発表されたとき | 指定職員 |
| 震度５弱以上又は大津波警報が発表されたとき | 全職員 |
| 火災 | 施設を使用でき、避難の必要がないとき | 指定職員 |
| 施設を使用できるが、避難が必要な時 | 全職員 |
| 施設の使用ができないとき |

※指定職員には、各班リーダーのほか徒歩又は自転車で○○分以内に出勤が可能な職員を指定しています。

**「入所者一覧表」の例**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　本　情　報 | 家族の連絡先 | 担当者 | 備考 |
| 氏　名 | 生年月日 | 血液型 | 歩行の可否 | 医療情報(アレルギー・持病等) | 氏名（続　柄） | 連絡先１連絡先２ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）

○　一覧表は、緊急時に持ち出せるようにしておきましょう。

　○　氏名、年齢、連絡先、血液型、家族等、担当者などの一覧とし、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管しましょう。

　○　入所者等に関する情報は平常時から、電子データ及び印字された用紙で管理し、避難支援で必要となった場合に市の防災対策本部等へ提供できるよう準備しておきましょう。

　○　平常時においては、個人情報保護の観点から情報の管理に十分留意しましょう。

**「臨時休業の判断基準」の例**

・　台風が直近を通ることが予想されるとき。

・　土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

・　気象状況や周辺地域の状況等により、施設が被災する可能性が高いとき。

　・　施設が災害等により被害を受けたとき。

　　など

　○　施設の立地環境等を考慮し定めておきましょう。

　○　入所者への連絡方法、連絡時間等について、周知しておきましょう。

　○　前日に想定できる場合は、前日に決定し、入所者等に周知しておきましょう。

　○　施設においては、気象状況による休業基準を施設内に掲示するなどして、日頃から周知しておきましょう。

**「避難経路図」**

○　避難経路図については、施設内避難の経路図と施設外避難の経路図をそれぞれ作成しましょう。

　○　施設外避難の経路図は、災害に応じた避難場所までの経路図を作成しましょう。

**「入所者引き継ぎカード」の例**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入所者 | フリガナ | ○○○○　　○○○○ | 年　　齢 | 歳 |
| 氏　　名 | □　□　　□　□ | 生年月日 | Ｓ ・ Ｈ 　年 　月 　日生 |
| 性　　別 | 男　・　女 |
| 留意事項 | 血液型 | 型 | その他特記事項 |  |
| 持病 |  |

家族等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家族等 | フリガナ |  | 自宅電話 | 　　　－　　　－　　　　 |
| 氏　　名 |  | 携帯電話 | 　　　－　　　－　　　　 |
| 住　　所 | 市丁目　 番(地)　　号 | 勤務先 |  |
| 同住所 |
| 続　　柄 |  | (勤務先等) | 　　　－　　　－　　　　 |
| 緊急連絡時 |

入所者引き継ぎ確認事項

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 引渡し場所 | 引き取り人 | 続柄 | 日　時 | 確認方法 | 引渡し責任者 |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |

引き取り人等の明細

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | ¹ | ² | ³ |
| 入所者との続柄 |  |  |  |
| 住　　所 |  |  |  |
| 電話番号 |  |  |  |
| 勤 務 先 |  |  |  |
| 緊急時の連絡方法 |  |  |  |
| 家族等と異なる場合、その理由 |  |  |  |

**Ⅳ　平常時における災害対策**

１　施設の安全対策

　　児童福祉施設の入所者は、災害時に自力での身体の安全確保や避難が困難な者もおり、生命に危険が及ぶ場合があります。このため、施設の安全対策を実施し、いざという時に備え、施設の立地環境に応じて各施設における防災対策の細部事項などについて、それぞれの施設が独自に検討を行い、対策を講じておくことが重要です。

**(１)立地環境の確認**

①　地盤や地質、地形を確認しましょう。

②　河川の氾濫や山崩れ、崖崩れの危険箇所、津波、火山災害など、施設の立地する　　　環境を確認しましょう。

③　上記②の危険性については、本市のホームページの「iマップ」、「各種ハザードマップ」や各戸に配布している「安心安全ガイドブック＆防災マップ」にて確認できます。

**(２)施設の安全確認**

　①　火災に備え、施設等の不燃性などの安全性について確認しましょう。

　②　消火器・スプリンクラーなど消火設備の設置場所・有効期限等の点検、火災報知器・非常通報装置等の点検を行い、災害発生時に正常に機能するようにしておきましょう。

　③　地震に備え、施設等の耐震性などの安全性について確認しましょう。建築物の耐震性については、耐震診断をおすすめします。特に、昭和５６年５月３１日以前に建設された建築物は、耐震性能が劣る場合が多いので、できるだけ耐震診断を受けましょう。

　④　門柱やブロック塀などの耐震性が低い場合には、倒壊して怪我人がでることがあります。鉄筋等が埋め込まれていない場合には補修工事を検討しましょう。

**(３)屋内・屋外の安全対策**

　①　備品等が転倒等すると入所者や職員が負傷したり、避難の妨げにもなるので、予防策を検討しましょう。

　　ア　書棚、ロッカー、戸棚、タンス及び冷蔵庫やテレビなどの電化製品等は、ロープや針金、金具などで床や壁に固定し、転倒や移動を防止しましょう。

　　イ　棚、戸棚に置いてある物は、振動で落下しないよう工夫しましょう。

　　ウ　開き戸は、振動などで開いて収納物が落下しないよう扉の解放防止対策を施しましょう。

　　エ　高いところに物を置いたり、非常口や避難路をふさぐような物を置いたりしないようにしましょう。

　　オ　照明器具や壁掛け時計等の取り付け状態を点検し、鎖で補強するなど、落下防止策を施しましょう。

　　カ　窓ガラスや書棚、食器棚などのガラスは、割れても飛散しないように、割れにくいものにしたり、飛散防止フィルムを貼ったりしましょう。

　　キ　平素から、身を寄せられる安全なスペースを確保し、確認しておきましょう。（手すりが設置されている広い廊下も安全スペースとしては有効です。）

　　ク　門柱やブロック塀などは、倒壊して怪我人がでることがあります。基礎部分、亀裂の状態等の点検を行い、必要な補修を行いましょう。また、鉄筋等が埋め込まれていない場合には補修工事を検討しましょう。

　　ケ　瓦葺の屋根がある場合は、瓦の落下による負傷も予想されます。葺き工事の工法、状態等について点検を行い、危険個所の補修を行いましょう。

　　コ　遊具、物置、老木等施設内にある倒壊危険物の点検を行い、危険な物は補強し、不用物は除去しましょう。また、施設内に自動販売機等がある場合は、設置業者と相談し、必要な転倒防止策を行っておきましょう。

**(４)非常災害時の体制整備**

　①　災害対応を適切に行うための災害時の役割分担を決めるとともに、**「役割分担表」　(P21)**を作成しておきましょう。

　　ア　役割分担の班別で行うべき業務をできるだけ具体的に定め、職員に周知しておきましょう。

　　イ　総括責任者が不在の際に対応を迫られる場合もあるので、代行者や両者不在の際の第２の代行者など、複数の責任者を定めておきましょう。

　　ウ　役割分担の班ごとにリーダー、リーダー代理を定めておきましょう。

　　エ　夜間など職員の少ない場合の対応策も検討しておきましょう。

　②　職員の防災連絡体制を整備し、緊急連絡先を確保のうえ、**「緊急連絡網」(P22)**を　　作成しておきましょう。また、災害時には、電話が使用できなかったり、つながりにくくなることもあります。代替手段を検討しておきましょう。

　　ア　職員の招集が速やかに行えるよう、携帯電話のメール一斉配信のなどを利用する方法もあります。

③　緊急事態発生時に、市、消防、警察その他の防災関係機関等への通報、連絡のための**「緊急連絡先一覧表」（P23）**を作成しておきましょう。

④　早朝・夜間・休日の職員の**「招集基準」（P24）**や職員が自主的に「**参集する基準」（P24）**を決めておきましょう。

　　ア　災害情報の内容に応じて、招集や参集する職員を指定しておきましょう。指定に当たっては、役職、居住場所、交通手段等を考慮しましょう。

　　イ　公共交通機関や車等が使用できない場合の交通手段も検討しましょう。

　⑤　作成した計画は、施設内の職員や利用者の見やすい場所に掲示しましょう。

**(５)情報収集**

　①　施設の入所者の家族等の連絡先など、入所者等に関する情報を一覧表に整理しておきましょう。**「入所者一覧表」（P24）**

　②　気象情報等必要な情報の入手方法を確認しておきましょう。

**(６)基準等の策定**

　①　各施設における**「臨時休業の判断基準」（P25）**を策定しておきましょう。

　②　災害の種別ごとに、施設内外の避難場所、避難経路、避難方法を定めておきましょう。**「避難経路図」（P25）**

**(７)事前準備・安全対策**

　①　食料、資機材等の備蓄と非常時持ち出しセットの準備をしておきましょう。**「備蓄品リスト」（P30）「非常用グッズ（非常用持ち出し袋）リスト」（P31）**

　　ア　食料や飲料水は、職員分も含め、少なくとも３日分は備蓄しておきましょう。

　　イ　飲料水は、１人１日３リットルが目安です。

　　ウ　食料については、施設の入所者の特性に配慮した食料品を選びましょう。また、調理施設が使用できない場合もあるので、レトルト食品や缶詰、フリーズドライ食品など、加熱しなくても食べられるものも用意しておきましょう。

　　エ　携帯用コンロと燃料を備蓄しておくと、いざという時に便利です。

　　オ　一般的な救急医薬品、ウエットティッシュや紙おむつ等の衛生用品などを備蓄しておくことも必要です。

　　カ　備蓄した食料や医薬品等が有効期限切れにならないよう、定期的に在庫チェックをしましょう。

　②　施設、設備、備品の災害時の損壊防止策を実施しておきましょう。**「施設の安全対策チェックリスト」（P32）**

　　ア　(２)施設の安全確認及び(３)屋内・屋外の安全対策（P27-P28）を参照

　③　職員全員で施設周辺の気になる箇所を話し合い、施設周辺の自然状況や斜面、水路等の定期的な点検をしておきましょう。**「施設周辺点検リスト」（P32）**

　　ア　施設周辺の斜面の状況や水路の状況を点検し、著しい変化がある場合には、市や県の土木担当課、農林担当課、防災担当課等に相談しましょう。

　④　地域住民や近隣施設等との協力体制の構築を行いましょう。

　　ア　日頃から、地域の行事に参加したり、あるいは、施設の催しなどに地域住民を招待するなどして、地域住民との交流に努めましょう。

　　イ　地域の防災資源を発掘し、地域住民等との協力関係を築きましょう。

　　ウ　近隣施設や類似施設と災害時の入所者の一時受け入れなどの協力関係を築きましょう。

**(８)教育・訓練**

　①　職員へ各種災害の基礎知識や災害時にとるべき行動等を内容とした防災教育を実施しましょう。

　　ア　各種計画を活用した施設内研修を実施しましょう。

　②　風水害や地震等を想定した防災訓練を実施しましょう。

　　ア　避難場所や避難経路の安全性について実地確認を実施しましょう。

　　イ　自力で避難が困難な者に対する避難・救出訓練を実施しましょう。

　　ウ　夜間を想定した訓練を実施しましょう。

　　エ　消防その他の関係機関等の協力を得て実施するよう努めましょう。

　　オ　入所者の安全対策が迅速にとれるよう、地域住民の中の協力者等の参加も得て、実地に防災訓練を実施しましょう。

　　カ　訓練実施後は、実施内容や反省点等を整理し、記録を残しましょう。

　　キ　火災を想定した訓練とは別に、土砂災害、風水害や地震などの発生を想定して、定期的な防災訓練（避難及び消火に関する訓練は月に１回以上）を実施しましょう。

**Ⅴ　平常時における非常災害対策に関する参考資料**

**「備蓄品リスト」の例**

**☛　年に２回はチェックを行いましょう。**

**チェック確認日：　　　　年　　　　月　　　　日**

**年　　　　月　　　　日**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | № | 品　　　　名 | 数量 | 保管場所 | 使用期限 |
| 食料品等 | １ | 飲料水（１人、１日３㍑目安 ３日程度） | ㍑ |  |  |
| ２ | 非常食（カンパン、クラッカー、ラーメン、缶詰等） | 　　食 |  |  |
| ３ | 米 | ㎏ |  |  |
| ４ | 炊き出し道具(ｶｯｾｯﾄｺﾝﾛ、ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ、鍋等) | 一式 |  |  |
| ５ | 食器セット(皿、紙コップ、箸等) | 一式 |  |  |
| 情報機器 | ６ | ラジオ | 個 |  |  |
| ７ | 拡声器 | 個 |  |  |
| ８ | 携帯電話 | 個 |  |  |
| 照明等 | ９ | 懐中電灯 | 個 |  |  |
| 10 | 電池 | 個 |  |  |
| 11 | ローソク | 本 |  |  |
| 12 | マッチ又はライター |  |  |  |
| 作業資材等 | 13 | スコップ |  |  |  |
| 14 | のこぎり |  |  |  |
| 15 | ハンマー，釘 |  |  |  |
| 16 | 軍手 |  |  |  |
| 17 | 長靴，安全靴 |  |  |  |
| 18 | 土のう |  |  |  |
| 避難用具等 | 19 | ロープ |  |  |  |
| 20 | マスク（防塵マスク） |  |  |  |
| 21 | ビニールシート（防水シート） |  |  |  |
| 22 | 毛布 |  |  |  |
| 23 | ヘルメット |  |  |  |
| 24 | タオル |  |  |  |
| 25 | ビニール袋 |  |  |  |
| 26 | 携帯カイロ（使い捨てカイロ） |  |  |  |
| 27 | 簡易トイレ |  |  |  |
| 28 | 衛生材料（おむつ等） |  |  |  |
| 他 | 29 | 雨具 |  |  |  |
| 30 | 救急医療セット（救急箱） |  |  |  |

**「非常用グッズ（非常用持ち出し袋）」の例**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 品　　　　名 | 数　量 | 使 用 期 限 |
| １ | 救急医療セット（救急箱） |  |  |
| ２ | 携帯ラジオ |  |  |
| ３ | 懐中電灯 |  |  |
| ４ | 予備電池（ラジオ，電灯用） |  |  |
| ５ | 現金（小銭） |  |  |
| ６ | ライター |  |  |
| ７ | タオル |  |  |
| ８ | ポケットティッシュ |  |  |
| ９ | コップ |  |  |
| 10 | 軍手 |  |  |
| 11 | ごみ袋 |  |  |
| 12 | ウォーターパック |  |  |
| 13 | マスク |  |  |
| 14 | 笛 |  |  |
| 15 |  |  |  |
| 16 |  |  |  |
| 17 |  |  |  |
| 18 |  |  |  |
| 19 |  |  |  |
| 20 |  |  |  |

　○　「備蓄品リスト」及び「非常用グッズ」の品目や数量については、施設内の全職種、全部門の職員の意見を参考に作成しましょう。

**「施設の安全対策チェックリスト」の例**



**「施設周辺点検リスト」の例**



　○　「施設の安全チェックリスト」及び「施設周辺点検リスト」については、施設の中や施設周辺の気になる箇所を職員全員で話し合い作成しましょう。

**〇　平常時のチェックシート**

　地震・風水害等に対する備えが十分かどうかを防災訓練時など、定期的にチェックして、万全の態勢を整えておきましょう。





≪参考文献等≫

●　「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」

　山口県保健福祉部

　　●　「社会福祉施設における災害対応マニュアル　　～入所施設、通所施設のための災害マニュアル～　＜風水害対策編＞」

　　　　　高知県地域福祉部

　　●　「高齢者福祉施設における災害対策マニュアル作成の手引き」

　　　　　和歌山県　福祉保健部　長寿社会課

　　●　「入所事業所マニュアル」

　　　　（名古屋市）中川区障害者自立支援協議会

●　「社会福祉施設防災マニュアル」

　　　　　愛媛県中予地方局健康福祉環境部地域福祉課

●　「防災・支援ハンドブック」

　　　　　社団法人　日本自閉症協会

　　●　「鹿児島市地域防災計画」

　　●　「我が家の安心安全ガイドブック＆防災マップ」

　　　　　鹿児島市